

〈付録1〉

各都道府県の福祉医療実施状況一覧

都道府県単独制度としての医療費助成制度を記載した。市町村等の自治体で更なる上乗せや独自助成を実施している場合があるので、注意されたい。

(1) こども医療費助成制度

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)(平成29年4月1日現在)

都道府県	対象年齢(0歳～)		所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院			現物給付	償還払い	
北海道	未就	小卒	児童手当法準用	(1)3歳未満及び市町村民税非課税世帯:初診時一部負担金(医科580円 歯科510円)のみ (2)上記以外:1割負担(月額上限=外来12,000円、入院44,400円)		○ (注①)	×
青森	未就	未就	児童扶養手当一部支給準用(平成9年度基準額)	入院:4歳以上1日500円 外来:4歳以上月1,500円	○ (国保0歳)	○ (左記以外)	×
岩手	未就	小卒	児童扶養手当法準用(国基準(一部乗せ)に8万円以上)	(1)3歳未満児及び市町村民税非課税:負担なし。 (2)上記以外:外来月1,500円、入院月5,000円(レセプト単位)	○ (未就学児)	○ (注②) (小学生の入院)	×
宮城	未就	未就	高齢福祉年金扶養義務者の一部停止額準用	なし	○		×
秋田	中卒	中卒	旧児童手当法準用	(1)0歳児及び市町村民税非課税:負担なし (2)上記以外:外来・入院とも自己負担の半額(ただし医療機関につき月1,000円(レセプト単位)限度)	○		×
山形	小卒	中卒	なし	(1)第3子以降、所得税非課税:負担なし (2)上記以外:外来1回530円(月4回限度)、入院1日1,200円 (3)訪問看護療養費1日600円(月5回限度)	○		×
福島	未就	未就	児童手当法準用	外来・入院とも月1,000円(レセプト単位)	○ (国保の入院食事を除く)	○ (社保) 注①	○
	小4～18歳年度末	小4～18歳年度末	なし	なし			○
茨城	小卒	小卒	児童手当法特例準用(平成6年度基準額:1人の場合393万円まで。扶養1人ごとに30万円加算)	外来:1回600円(月2回限度) 入院:1日300円(月3,000円限度)	○		×
栃木	小卒	小卒	なし	(1)未就:なし (2)小1以上:入院・外来とも月500円(レセプト単位)	○ (未就)	○ (小1)	×
群馬	中卒	中卒	なし	なし	○		○

都道府県	対象年齢(0歳～)		所得制限	自己負担金	助成方法		入院食費
	外来	入院			現物給付	償還払い	
埼玉	未就	未就	児童手当法準用 (扶養親族等の数 2人の額)	外来:月1,000円、入院: 1日1,200円(市町村民税 非課税者免除)		○	×
千葉	小3	中卒	児童手当法準用	(1)住民税所得割非課税世 帯:なし (2)上記以外:外来1回300 円、入院1日300円	○		○
東京	未就	未就	児童手当法準用	なし	○		×
	中卒	中卒		外来:1回200円 入院:なし	○		×
神奈川	未就	中卒	旧児童手当法特例 給付準用	4歳以降:外来1回200円 (調剤は除く)、入院1日100 円	○ (未就まで)	○ (小1以上)	×
山梨	5歳誕生 月	未就	なし	なし	○		×
新潟	従来の市町村への補助と18歳未満の人口を勘案して交付金化したため、県の助成制度の詳細は明示できない。 (下記は、従来の補助範囲であり、参考として示した)						
	2歳 3歳以上 の場合は 全子高卒 まで	小卒 3歳以上 の場合は 全子高卒 まで	なし	外来:1日530円(月4回限 度)、入院:1日1,200円、 訪問看護1日250円	○		○ (0歳減額 認定者のみ)
富山	3歳	未就	旧児童手当法特例 給付準用	(1)0歳:なし (2)1歳以降:外来530円 /日、入院1,200円/日	○ (0歳)	○ (1歳以上)	×
石川	3歳	未就	児童手当法準用	月1,000円(自己負担あり の現物給付の場合の窓口負 担は、1医療機関あたり入 院1,000円/月、外来500円 /日。入院・通院合わせ て月1,000円を超えた額を 償還)	○	○	×
福井	小3	小3	なし	(1)未就:なし (2)小1以上:外来月500円 (1医療機関あたり)、入 院1日500円(月8回限度)		○ (注②)	○
長野	未就	中卒	なし	500円(レセプト単位)		○ (注②)	×
岐阜	未就	未就	なし	なし	○		×
静岡	中卒	中卒	旧児童手当法準用 (第3子以降は所 得制限なし)	外来:1回500円(月4回限 度)、入院:1日500円	○		×
愛知	未就	中卒	なし	なし	○		×
三重	小卒	小卒	児童手当法準用	なし		○ (注②)	×
滋賀	未就	未就	なし	なし	○		×
京都	中卒	中卒	なし	外来(2歳まで)・入院は 1医療機関月200円。外来 (3歳～中卒まで)は月 3,000円限度	○ (外来(2 歳まで)、 入院)	○ (外来3 歳以上)	×
大阪	未就	未就	4人世帯 357万円未満	1医療機関あたり入院外来 各500円以内/日(月2日 限度)、月額上限2,500円 (申請に基づき市町村窓口 で償還)	○		×

都道府県	対象年齢(0歳～)		所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院			現物給付	償還払い	
兵庫県	中卒	中卒	(1)0歳は無し (2)1歳以上は、世帯の市町村民税所得割税額23.5万円未満	①小3まで 外来：1医療機関毎1日800円(低所得者600円)を限度に月2回まで負担 入院：定率1割負担(負担限度額月額3,200円(低所得者2,400円))。連続3か月を超える入院の場合、1か月以降は一部負担金なし ②小4以上 入院、通院とも自己負担の2/3。なお、連続して3か月を超える入院の場合、4か月以降は一部負担金なし	○		×
奈良	中卒	中卒	児童手当法準用	定(低)額一部負担金(外来：500円/レセ(ただし小中学生は1,000円/レセ)、入院：1,000円/レセ(ただし13日以下は500円/レセ))		○ (注②)	×
和歌山	未就	未就	旧児童手当法特例給付準用	なし	○	○ (一部)	×
鳥取	18歳の年度末	18歳の年度末	なし	外来1回530円(月4回限度)、入院1日1,200円(市町村民税非課税世帯の者は、月15日限度)	○		×
島根	未就	未就、就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患等14疾患群に係る入院	(1)未就までは無し (2)就学後20歳未満は児童手当法準用	入院・外来ともに1医療機関、1月あたり原則総医療費の1割(下記の限度額を超える場合は下記の額) ①0歳～未就：入院月2,000円、外来月1,000円、薬局は自己負担なし ②20歳未満：入院月15,000円	○ (未就)	○ (未就、就学後20歳未満の入院)	×
岡山	未就	小卒	旧児童手当法準用	(1)0～2歳は医療費自己負担分の2割(0.4割負担) (2)3歳～小卒は、総医療費の1割(月額上限有り) ただし、すべての市町村で無料化実施	○		×
広島	未就	未就	旧児童手当特例給付準用	医療機関毎1日500円(外来：月4日限度、入院：月14日限度)	○		×
山口	未就	未就	旧地方税の市町村民税所得割額以下(136,700円まで)	3歳以上について(レセプト単位) 外来：上限1,000円、入院：上限2,000円	○		×
徳島	小卒	小卒	旧児童手当法特例給付準用	(1)外来3歳以上、入院6歳以上は月600円(レセプト単位。調剤除く) (2)上記以外はなし	○		×
香川	未就	未就	児童手当法特例給付準用(日12年度額で固定)	なし	○		×

都道府県	対象年齢(0歳～)		所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院			現物給付	償還払い	
愛媛	未就	未就	なし	3歳以上外来：月額上限2,000円	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	×
高知	未就	未就	1歳以上は児童手当法本則給付準用	(1)0歳、市町村民税課税世帯はなし (2)1歳以上の市町村民税課税世帯は総医療費の1割(但し、扶養する子どもの第3番目以降については自己負担なし)	○		×
福岡	小卒	小卒	3歳以上は児童手当法準用	(1)3歳未満：なし。ともに薬局での自己負担無し (2)3歳以上：外来月800円(1医療機関毎)。入院1日500円(月7日限度) (3)小学生：外来月800円(1医療機関毎)。入院1日500円(月7日限度)	○		×
佐賀	未就	未就	なし	外来上限500円(2回まで)、入院上限1,000円。調剤はなし	○		×
長崎	未就	未就	なし	外来・入院とも1日800円(月1,600円限度。レセプト単位)。薬局での自己負担なし	○ (大村市を除く)		×
熊本	3歳	3歳、3子以上いる場合は全子就学前まで	旧児童手当法本則給付準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯は、入院：2,040円、外来1,020円限度)	(注③)		×
大分	未就	中卒	なし	外来：1回500円まで(3歳未満は月2回、3歳以上は月4回上限) 入院：1回500円まで(月14日上限)	○		×
宮崎	未就	未就	旧児童手当法に準用(外来3歳以上)	外来：2歳までは月350円、3歳～未就は月800円。 入院：月350円(レセプト単位)	○		×
鹿児島	未就	未就	旧児童手当法本則給付準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯はなし)		○ (注②)	×
沖縄	未就	中卒	なし	外来：3歳以上の就学前児については医療機関ごとに月1,000円。 入院：なし		○ (注②)	×

*2012年4月より、「子ども手当」から再び「児童手当」となり、「子ども手当」以前の「旧児童手当」から所得制限が年収960万円以下となった。このため児童手当の特例給付は以下の4種類となる。
児童手当特例給付(532万円)、児童手当本則(460万円)、旧児童手当特例給付(393万円)、旧児童手当特例給付(361万円)
*「未就」とは、小学校未就学児。
*注① 自治体によって現物給付にしている。注② 「自動償還払い」…一旦自己負担金を支払い、その後助成金支給申請の手続不要で、後日指定口座に自動振込みされる。注③ 県では指定しておらず市町村に直接請求できる場合がある(市町村によって対応が異なる)。

こども医療費助成実施自治体数

(平成28年4月1日現在)

外来	就学前までを助成対象	11.60% (202/1,741)	入院	就学前までを助成対象	1.89% (33/1,741)
	就学後、中学卒業前年度までを助成対象	8.73% (152/1,741)		就学後、中学卒業前年度までを助成対象	7.81% (136/1,741)
	中学卒業年度末(15歳年度末)以上を助成対象	79.66% (1,387/1,741)		中学卒業年度末(15歳年度末)以上を助成対象	90.29% (1,572/1,741)

※表中()内は、該当市区町村/全市区町村数
厚生労働省通知「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」より作成